

(7) FAC6080 久米島射爆撃場 (Kume Jima Range)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：島尻郡久米島町（字奥武^{おう}）
- (イ) 面積：2 km²

単位：km²

| 市町村名 | 国有地 | 県有地 | 市町村有地 | 私有地 | 計 |
|------|-----|-----|-------|-----|---|
| 久米島町 | — | — | 2 | — | 2 |

- (ウ) 地主数：1名
- (エ) 年間賃借料：0百万円
- (オ) 主要建物及び工作物
 - 建物：—
 - 工作物：—
- (カ) 基地従業員：—

イ 使用状況

- (ア) 米軍部隊名
 - 管理部隊名：第18航空団第18運用群
 - 使用部隊名：空軍、海軍、海兵隊
- (イ) 使用主目的及び使用条件（5. 15メモ等より）
 - 使用主目的：空対地射爆撃場（模擬計器飛行）
 - 使用条件：
 - a 使用時間
水域及び空域は、月曜日から土曜日まで06:00時から23:00時まで。
 - b 用途
空対地を想定した計器飛行で、実弾及び不活性弾の使用は認められない。
 - c 制限の内容
水域内においては、日本国政府は、建設及び標的を遮るおそれのあるいかなる種類の活動も許可しない。使用期間中は、いかなる漁業も許されない。ただし、航行は常時認められる。
- (ウ) 施設の現状及び任務
同施設では、現在航空機が地上目標に向かって降下して実際の射撃は行わないで上昇していく空対地模擬計器飛行訓練が行われている。日曜日を除き、連日のように訓練が実施されている。
この施設は、昭和53年3月10日付で「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」第9条に基づく特定防衛施設に指定されている。
- (エ) 共同使用の状況
 - a 地位協定第2条第4項（a）：なし
 - b 地位協定第2条第4項（b）：なし

(オ) 沿革

- 昭和37年9月14日 米軍使用開始。
- 昭和47年5月15日 提供施設・区域となる。
- 昭和53年2月27日 施設管理権が海軍から空軍に移管。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

久米島射爆撃場の所在する久米島町には、同施設のほか鳥島射爆撃場があり、町面積に占める米軍基地の割合は、0.1パーセントである。詳しくは鳥島射爆撃場の項を参照。

久米島射爆撃場は、久米島町真泊より御願岬に通じるリーフ約12キロメートルの中間に位置し、わずかな樹木があるほかは砂浜である。地元久米島町、町議会及び漁業関係者から返還要請がある。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

久米島射爆撃場に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

エ 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡地利用計画

策定されていない。